

(目的)

第1条 この規程は、独立性を有する者による情報セキュリティ監査の実施基準を定めることにより、本学ポリシー、実施規程、及びそれに基づく手順の遵守状況が監査の実施を通じて確認され、明らかになった問題点が改善されるようにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学及び関係機関において実施するすべての情報セキュリティ監査に適用する。

(用語)

第3条 この規程において用いる用語は、本学が定める「公立鳥取環境大学情報システム運用基本規程」及び「情報セキュリティ対策基準」において定めるところによる。

(監査実施計画の策定)

第4条 情報セキュリティ監査責任者は、対策推進計画に基づき監査実施計画を定めること。

2 情報セキュリティ監査責任者は、対策推進計画に基づき、以下を例とする監査実施計画を策定すること。

(1) 監査の目的（例：情報セキュリティ対策の実際の運用が情報セキュリティ関係規程に準拠していること等）

(2) 監査の対象（例：監査の対象となる組織、情報システム、業務等）

(3) 監査の方法（例：情報セキュリティ対策の運用状況を検証するため、査閲、点検、観察、ヒアリング等を行う。監査の基準は、ポリシー及びそれに基づく規程等とする）

(4) 監査の実施体制（例：監査責任者、監査実施者の所属、氏名）

(5) 監査の実施時期（例：対象ごとの実施時期）

3 情報セキュリティ監査責任者は、組織内における監査遂行能力が不足している場合等においては、学外の者に監査の一部を請け負わせること。

4 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ、対策推進計画で計画された以外の監査の実施が必要な場合には、追加の監査実施計画を定めること。

(監査の実施)

第5条 情報セキュリティ監査責任者は、監査実施計画に基づき、監査の実施を監査実施者に指示し、結果を監査報告書として全学情報システム総括責任者に報告すること。

2 情報セキュリティ監査責任者は、監査業務の実施において必要となる者を、被監査部門から独立した者から選定し、情報セキュリティ監査実施者に指名すること。

3 情報セキュリティ監査責任者は、以下の事項を全て含む監査の実施を監査実施者に指示すること。

(1) 対策基準に政府機関統一基準を満たすための適切な事項が定められていること

- (2) 実施手順がポリシー及びそれに基づく規程等に準拠していること
- (3) 被監査部門における実際の運用が情報セキュリティ関係規程に準拠していること

(監査結果に応じた対処)

第6条 全学情報システム総括責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、指摘事項に対する改善計画の策定等を全学情報システム実施責任者及び部局情報システム実施責任者に指示すること。

- 2 全学情報システム実施責任者は、全学情報システム総括責任者からの改善の指示のうち、学内で横断的に改善が必要な事項について、必要な措置を行った上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を全学情報システム総括責任者に報告すること。また、措置が完了していない改善計画は、定期的に進捗状況を全学情報システム総括責任者に報告すること。
- 3 部局情報システム実施責任者は、全学情報システム総括責任者からの改善の指示のうち、自らが担当する組織のまとまりに特有な改善が必要な事項について、必要な措置を行った上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を全学情報システム総括責任者に報告すること。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。